特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例による医療費 の助成等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

ひたちなか市は、ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例による医療費の助成等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	 ⟨ひたちなか市におけるリスクに対する措置⟩ ・個人情報の入手については、本人の個人番号カードその他の身分証明書の提示又は窓口での聞き取り調査により、本人であることを確認する。 ・申請書類は、必要な情報のみを記載する様式とする。 ・事務に係るシステムへの接続は、必要最小限の職員にのみ許可するため、端末及びID・パスワードによりアクセス制御している。 ・サーバについてはID・パスワードによりアクセス制御しており、サーバを設置している部屋については入退室管理を行っている。 ・適宜データのバックアップを行い、遠隔地保管を行っている。 ・特定個人情報が記録されている機器の廃棄時には、確実にデータの復元が不可能となる手段で記憶媒体を物理的に破壊する。 ・委託事業者に対しては、秘密保持契約を締結し、その中で個人情報保護に関する研修を義務付けている。 ・特定個人情報に係る文書は、ひたちなか市特定個人情報等取扱要綱及びひたちなか市文書取扱規程に基づき適正に保管等をするとともに、廃棄する場合には、焼却その他の復元できない方法により処分を行っている。

評価実施機関名

ひたちなか市長

公表日

令和7年10月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例による医療費の助成等に関する事務				
②事務の概要	いたちなか市は、ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例(平成6年条例第72号)に基づき、妊産婦、小児、ひとり親家庭、重度心身障害者に対する医療費の助成を行っている。この事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱う事務は、次に掲げるものとする。 1 助成対象者の資格の管理に関する事務 2 助成対象者の判定に関する事務 3 助成対象者の判定に関する事務 3 助成対象者からの申請又は審査支払機関からの請求に対する支払に関する事務 < Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務 > ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。				
③システムの名称	医療福祉システム, 宛名管理システム, 中間サーバー, EUCシステム, Public Medical Hub(PMH)				

2. 特定個人情報ファイル名

医療福祉資格ファイル, 医療福祉助成ファイル

3. 個人番号の利用

・番号法第9条第2項 ・番号法第19条第6号

・ひたちなか市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表第1の1の項及び別表第2の1の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第9号	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 総務部総務課 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号 029-273-0111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 保健福祉部国保年金課 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号 029-273-0111

9. 規則第9条第2項の適用]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	16年4月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		16年4月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
<選択肢>							
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供ネットワークシステム	ムを通じたえ	し手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない、職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱いの委託		[]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワーク	システムを選	じた提供を除く。) [〇]提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管・	肖去 ·				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢>				
判断の根拠	マイナンバーの登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底しています。また、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じています。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底すること。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行うこと。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられます。				
9. 監査					
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査				
10. 従業者に対する教育・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	各端末を使用するには、職員が設定したパスワードによる認証を行っています。さらにその端末から特定個人情報を含むシステムを使用するには、職員証等を用いた2要素認証を行いアクセス権限の適切な管理を行っています。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「特に力を入れている」と考えられます。				

変更簡所

変更箇	_				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	医療福祉システム、宛名管理システム	医療福祉システム、宛名管理システム、中間 サーバー	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	利用するまでに番号法第9条第2号に基づき条 例を制定する予定	・番号法第9条第2項 ・ひたちなか市個人番号の利用及び特定個人 情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表 第1の1の項及び、別表第2の1の項	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施する	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠		(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	課長 湯浅 博人	国保年金課長 岩崎 龍士	事後	
平成30年3月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年3月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和2年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	き, 妊産婦, 小児等に対する医療費の助成を 行っている。	ひたちなか市は、ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例(平成6年条例第72号)に基づき、妊産婦、小児、ひとり親家庭、重度心身障害者に対する医療費の助成を行っている。この事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という)第9条第2項に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱う事務は、次に掲げるものとする。1 助成対象者の資格の管理・関する事務 助成対象者の判定に関する事務 助成対象者の中定に関する事務 助成対象者からの申請又は審査支払機関からの請求に対する支払に関する事務	事後	
令和2年3月31日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和3年3月5日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年3月5日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和4年3月4日	表紙 特記事項	・個人情報の入手については、本人の個人番号カード、通知カード若しくは身分証明書の提示又は窓口での聞き取り調査により、本人であることを確認する。 ・機器の廃棄時には、データ消去ソフトの使用又は物理的破壊を行っている。 ・入手した個人情報に係る文書は、ひたちなか市文書取扱規程に基づき適正に保管等をするとともに、廃棄する場合には、焼却その他の復元できない方法により処分を行っている。	・個人情報の入手については、本人の個人番号カードその他の身分証明書の提示又は窓口での聞き取り調査により、本人であることを確認する。 ・特定個人情報が記録されている機器の廃棄時には、確実にデータの復元が不可能となる手段で記憶媒体を物理的に破壊する。 ・特定個人情報等取扱要網及びひたちなか市特定個人情報等取扱要網及びひたちなか市文書取扱規程に基づき適正に保管等をするとともに、廃棄する場合には、焼却その他の復元できない方法により処分を行っている。	事後	
令和4年3月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第9号	事後	
令和4年3月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年3月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月29日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年3月29日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和6年4月2日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	福祉部国保年金課	保健福祉部国保年金課	事後	
令和6年4月2日	I 関連情報 5. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	福祉部国保年金課 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号 029-273-0111	保健福祉部国保年金課 茨城県ひたちなか市 東石川2丁目10番1号 029-273-0111	事後	
令和6年4月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年4月2日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和7年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	医療福祉システム, 宛名管理システム, 中間 サーバー	医療福祉システム、宛名管理システム、中間 サーバー、EUCシステム	事後	
令和7年3月31日	Ⅱしきい値判断項目	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年3月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		十分である	事後	
令和7年3月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠		マイナンバーの登録の際には、本人からのマイナンが一取得を徹底しています。また、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じています。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施館できる書棚等に保管することを徹底すること。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行うこと。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられます。	事後	
令和7年3月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和7年3月31日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠		各端末を使用するには、職員が設定したパスワードによる認証を行っています。さらにその端末から特定個人情報を含むシステムを使用するには、職員証等を用いた2要素認証を行いアクセス権限の適切な管理を行っています。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限ののない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「特に力を入れている」と考えられます。	事後	
令和7年10月8日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	ひたちなか市は、ひたちなか市医療福祉費支 給に関する条例(平成6年条例第72号)に基づ 書、妊産婦、小児、ひとり観家庭、重度心身障 書者に対する医療費の助成を行っている。 この事務のうち、行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号。以下「番号法」とい う。)第9条第2項に基づき、特定個人情報ファ イルを取り扱う事務は、次に掲げるものとする。 1 助成対象者の資格の管理に関する事務 2 助成対象者の判定に関する事務 3 助成対象者からの申請又は審査支払機関 からの請求に対する支払に関する事務	ひたちなか市は、ひたちなか市医療福祉費支 給に関する条例(平成6年条例第72号)に基づ き、妊産婦、小児、ひとり親家庭、重皮心身障 害者に対する医療費の助成を行っている。 この事務のうち、行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項に基、次に掲げるものとする。 イルを取り扱う事務に、次に掲げるものとする。 1 助成対象者の資格の管理に関する。 1 助成対象者の判定に関する事務 2 助成対象者の判定に関する事務 2 助成対象者がらの申請又は審査支払機関からの請求に対する支払に関する事務 < Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成の資格情報の紐付け及び登録を行う。 住民は、マイナポータルを介して、自身の本事/ 係に係る公費医療費助成の資格情報の取得/ 関策が可能となる。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事/ 将に係る公費医療費助成の資格情報の取得/ 関策が可能となる。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事/ 将に係る公費医療費助成の資格情報の取得/ 関策が可能となる。 ・住民が一般に、で、世界が一般で、企業をの場合に の給付を受ける際に、従来の紙の受給資証に 代えて、マイナン・カートをオンライン資格情報を医療機 関が取得/関覧することが可能となる。	事前	
令和7年10月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	医療福祉システム、宛名管理システム、中間 サーバー、EUCシステム	医療福祉システム, 宛名管理システム, 中間 サーバー, EUCシステム, Public Medical Hub (PMH)	事前	
令和7年10月8日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・ひたちなか市個人番号の利用及び特定個人 情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表 第1の1の項及び、別表第2の1の項	・番号法第9条第2項 ・番号法第19条第6号 ・ひたちなか市個人番号の利用及び特定個人 情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表 第1の1の項及び別表第2の1の項	事前	